議案第１４９号

上越市町家交流館高田小町条例の一部改正について

上越市町家交流館高田小町条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市町家交流館高田小町条例の一部を改正する条例

上越市町家交流館高田小町条例（平成１９年上越市条例第１１８号）の一部を次のように改正する。

第３条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　広場

第４条中「午前９時から午後１０時まで」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　広場　全日

⑵　その他の施設　午前９時から午後１０時まで

第５条ただし書を次のように改める。

ただし、広場は、無休とする。

第５条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する休館日を変更することができる。

第８条第１項中「交流サロン」の次に「及び広場」を加える。

別表ギャラリー１の項中「２４０円」を「２９０円」に改め、同表ギャラリー２の項及び交流サロンの項中「１５０円」を「１８０円」に改め、同表和室１（８畳）の項中「１２０円」を「１５０円」に改め、同表和室２（１５畳）の項中「１５０円」を「１８０円」に改め、同表多目的ホールの項中「４３０円」を「５２０円」に改め、同表に次のように加える。

広場	無料

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

⑴　別表ギャラリー１の項から多目的ホールの項までの改正規定及び次項の規定　公布の日

⑵　前号に掲げる改正規定以外の改正規定　令和２年３月２０日

（適用区分）

２　前項第１号に掲げる改正規定による改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。